

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催場所または開催方法	時間
令和5年8月28日（月）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分
令和5年9月25日（月）	長野県自治会館1F会議室	午後1時30分～4時30分

2 ケアプランデータ連携システムの利用状況について

標記システムについて、全国各事業所の利用状況が令和5年7月31日に“WAMNET（ワムネット）”に掲載されました。

今後は毎月随時更新となりますので、当該システムの導入のための参考情報としてご活用ください。詳細内容については下記“WAMNET”URLよりご確認ください。

【“WAMNET”URL】

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>

3 インターネット請求について

現在、介護給付費等の請求において、約8割の事業所がインターネット請求をしています。下記のメリットがありますので、インターネット請求でない事業所におかれましては切り替えをご検討ください。

～ インターネット請求のメリット ～

- ① インターネット請求は毎月1日～10日まで土日祝日関係なく24時間請求可能です。
- ② 請求受付時に簡単なチェックがかり、事業所側でエラー内容の確認が可能です。
また、10日までであればこのエラーを解消して一部の返戻を防ぐことも可能です。
- ③ 本会からの通知（返戻情報・支払情報）が送信日に通知され、郵送より数日早く確認可能です。
- ④ 利用者個人の支払い状況が確認できる『事業所別審査状況一覧表』を提供しています。
- ⑤ インターネット請求にあたり発行された電子証明書を用いて、ケアプランデータ連携システムの利用申請をすることが可能です。

4 国保連への提出書類「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の記載方法について

《介護給付費等の請求及び受領に関する届》

介護給付費等の請求及び受領に関する届

年 月 日 提出

長野県国民健康保険団体連合会 理事長 様

介護給付費等の請求及び受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

開設者 住 所

氏 名

事業所番号				連合会 使用欄
法人種別				
フリガナ	郵便番号	TEL		
事業所名称	FAX			
フリガナ	〒	〒	〒	〒
所在地	支店名	本店		
	口座番号	支		
フリガナ	フリガナ			
(開設者) 請求者	フリガナ			
	(受領者) 受領者			
届出理由 (該当番号に○をつけてください)		異動年月	旧事業所番号	
1	新設	年 月 日 指定		
2	請求媒体の変更	年 月 10日請求分より	※請求票	
3	事業所名称・住所等の変更	年 月 日より		
4	振込銀行・口座番号及び口座名義人の変更	年 月 月末振込分より		
5	その他 ()			
請求方法	1. 伝送 (インターネット) 2. CD 3. FD 4. MO 5. 振票 (紙)			
担当者氏名				
備 考				

※口座振替情報の確認のため、届出理由が1、4の場合は、預金通帳等の表紙及び見当ページ(口座名義人が分かる記載されている部分)の写しを添付してください。

新規指定事業所または現在の届出事項に変更が生じた場合、国保連あてに「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を提出していただいております。提出にあたり、以下の留意点をご確認のうえ、留意点に該当する場合は、ご対応していただき提出をお願いいたします。

なお、支払に係る項目の変更については提出時期によっては支払い状況に影響が出る可能性がありますので余裕をもってご提出ください。

～留意点～

- 今回提出以前に開設者の住所・氏名に変更があったが指定権者への届出がされていない場合
- 今回提出以前に事業所名称の変更があったが指定権者への届出がされていない場合
- 今回提出以前に上記以外の項目変更があったが指定権者への届出がされていない場合
- 変更がない部分であるが、開設者の住所・氏名が既存と異なるもので届出をしていて、本会の登録情報と同一開設者であることの紐づけが出来ない場合

※詳細な記載例については本会ホームページに掲載しておりますが、本様式をご依頼いただいた際に送付いたします。また、提出する場合は郵送でのみ受け付けておりますのであらかじめご了承ください。

5 給付管理票の修正とエラーの関係について

給付管理票の請求で誤りが多い、サービス事業所の過誤と給付管理票の修正に伴うエラーについて掲載しますのでご活用ください。

◆ANN7エラー (同月に市町村等による過誤調整を実施済)

サービス事業所において請求明細書の過誤調整の依頼を行っており、過誤処理が行われる月において居宅介護支援事業所等が給付管理票の修正を提出した場合のエラーで給付管理票が返戻になりますので、翌月以降 (過誤が全て済んだ翌月以降) に再度ご提出ください。

◆ASSBエラー (査定後の請求額計算不可)

給付管理票の修正を減単位で実施した際に、サービス事業所の請求が査定の対象となりますが、処遇改善加算等の限度額管理対象外サービスを含んでいると査定後の計算ができないため、給付管理票が返戻となります。

この場合、給付管理票の修正前に減単位での修正により影響がある全てのサービス事業所において過誤を実施しておく必要があります。

なお、サービス事業所が過誤調整後の再請求で計画単位数を増単位とする場合は、反対に給付管理票の修正を先に実施し、サービス事業所の過誤調整を翌月以降に実施していただくことになります。

給付管理票の修正の実施月については、修正内容によりサービス事業所の請求や支払額に影響がありますので、十分留意して実施してください。

令和5年8月審査分の支払日は9月29日(金)、令和5年9月審査分の締め切りは9月10日(日)です。なお、9日(土)及び10日(日)は長野県自治会館1階で8:30~16:30まで受付を行います。8月審査分の返戻通知等の送信日は9月1日(金)夕方、発送日は9月4日(月)を予定しております。